各 位

会 社 名 東京電力株式会社 代表者名 取締役社長 西澤 俊夫 (コード番号:9501 東証・大証・名証第1部) 問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫 (TEL. 03-6373-1111)

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による 原子力損害への本補償に向けた取り組みについて

このたびの当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下、「当社事故」)により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、今月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、今月5日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下、「中間指針」)を踏まえ、確定した損害に対する本補償について、以下のとおり進めてまいります。

- 1. 本補償の概要 (⇒ 「別紙1」ご参照)
- (1) ご請求~補償額の確定
- ① 当社から被害を受けられた方々に送付させていただく請求書用紙に必要事項 をご記入の上、損害額をご請求いただきます。

なお、今回初めてご請求いただく方および当社にご連絡いただいているご郵送 先にご変更がある方は、誠にお手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談 室 (コールセンター) 」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

② 当社にて、ご請求いただいた各項目の内容を確認させていただき、補償額を算定した上で、被害を受けられた方と合意・確定した全額を速やかにお支払いいたします。

なお、ご請求いただいた損害項目のうち、合意に至らない項目がある場合には、 合意された項目の補償額を先行してお支払いさせていただくことも可能です。

## (2) 対象期間

現在、当社事故が収束しておらず、多くの損害項目について、損害の終期を設定することが困難なことから、事故発生日(本年3月11日)から本年8月末日ま

での間に確定した損害について、初回のご請求をいただくこととし、その後は、 3ヶ月ごとにその間の損害に対しご請求いただき、お支払いさせていただきます。

## (3) 今後のスケジュール

個人の方々に係る損害につきましては、本年9月12日を目途に請求書用紙等の発送および受付を開始し、本年10月の早い段階でのお支払い開始を目指してまいります。

また、法人および個人事業主の方々に係る損害項目に対する補償につきましては、多種多様な事業に対応した請求書用紙および請求のご案内の整備に時間を要しているため、本年9月中の発送を目途とし、改めてお知らせいたします。

## 2. 当社の定める補償基準 (⇒「別紙2」ご参照)

公正かつ迅速な補償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、補償基準を策定いたしました。

補償基準の主な考え方は、以下のとおりです。

- ① 宿泊費など、損害に対する補償をご請求いただく際は、原則として、領収書等 の必要書類を確認させていただき、実費をお支払いさせていただきます。なお、 一定額を上回るご請求については、具体的なご事情も確認させていただいたう えで、補償額を協議させていただくことがあります。
- ② 精神的損害や自家用車を利用した交通費等、損害額を証明または領収書等を提示することが難しいご請求については、損害発生の事実を確認させていただくことで、当社が定める補償金額をお支払いいたします。
- ③ 地震や津波等の他要因による損害については、本補償の対象にはなりませんので、 ご請求にあたり、それらの要因による損害分が含まれていないことを確認させて いただくことがあります。

また、今回基準をお示ししていない以下の項目については、事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行った上で、改めてご案内させていただきます。

#### <今回基準をお示ししていない中間指針の項目>

- ・ 「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」における「財物価値の喪失又は減少等」
- 「第10 その他」における「地方公共団体等の財産的損害等」

その他、中間指針で示されていない損害項目についても、原子力損害賠償法に基づき、当社事故と相当因果関係の認められる損害については、中間指針および当社補償 基準等を踏まえ、本補償の協議をさせていただきます。

## 3. 仮払補償金の取扱い

現在、各種仮払補償金をお支払いしておりますが、個人の方々に対する仮払補償金の受付は本年9月11日までとさせていただきます。

これにより、本年9月12日以降の受付分については、本補償の取扱いとさせていただくとともに、本補償までにお支払いをした仮払補償金については、本補償を行う際に、補償額に充当させていただきます。

また、法人および個人事業主の方々に対する仮払補償金の取扱いにつきましては、 改めてお知らせさせていただきます。

## 4. 本補償の体制 (⇒「別紙3」ご参照)

現在、当社社員(約700名)を中心に1,200名規模で補償相談業務を実施しておりますが、本年10月を目途に体制強化を図り、社員約3,000名を含む6,500名規模で補償相談業務を行ってまいります。

また、本年9月12日付で本店の福島原子力補償相談室内に本補償にかかる書類の受付・確認及び支払いに関する事務を行う「補償運営センター」を設置するとともに、本年10月1日付で福島県以外の東北地方各県における補償業務に的確に対応するため、「東北補償相談センター」を宮城県仙台市内に設置いたします。

以上

\_\_\_\_\_

< 原子力事故による損害に対する補償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室(コールセンター)

電話番号: 0120-926-404

受付時間:午前9時~午後9時

「書類郵送先]

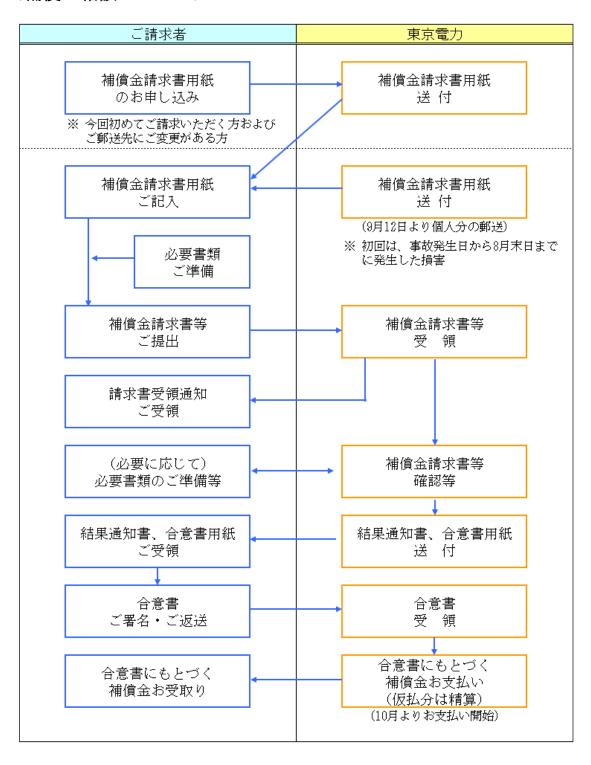
〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

(郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号)

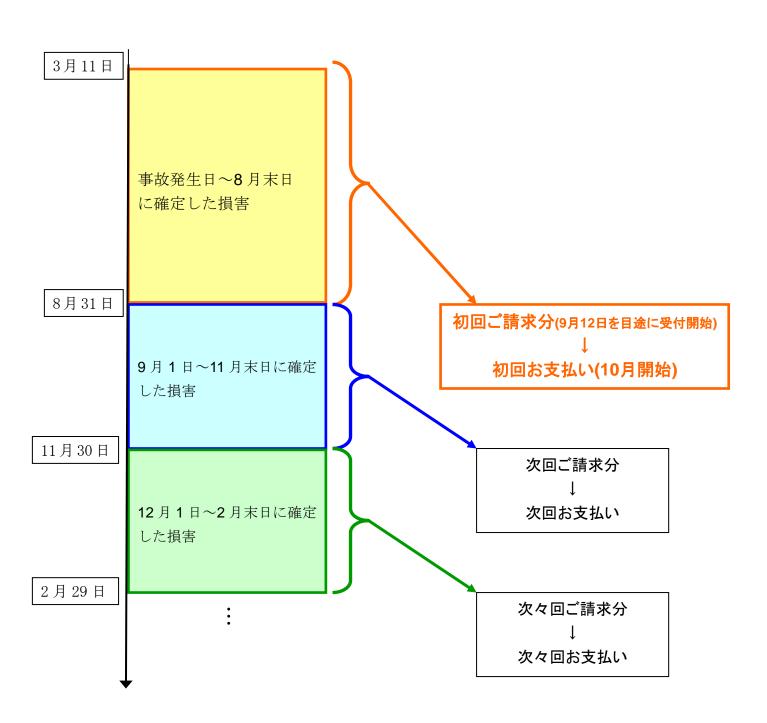
東京電力株式会社 宛

\_\_\_\_\_\_

## <補償ご相談のフロー>



## <補償の対象期間>



損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例				
枚府による避難等の指示等に係る損害について							
避難費用 帰宅費用 一時立入費用	対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた方,当社事故発生時に避難等対象区域外におり,同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き避難対象区域外滞在を余儀なくされた方,もしくは屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方)のうち,避難等のための交通費,宿泊費等を負担された方	<ul> <li>○交通費         <ul> <li>・同一都道府県内の移動:原則として1回あたり一人5,000円をお支払い。ただし,ご負担された交通費が5,000円を超える場合には,具体的なご事情を確認させていただきます。</li> <li>・都道府県を越える自家用車による移動:移動元,移動先ごとに策定した標準金額(自家用車)をお支払い。</li> <li>・都道府県を越えるその他の手段による移動:原則として移動元,移動先ごとに策定した標準金額(その他交通機関)をお支払い。ただし,ご負担された交通費が標準金額を超える場合には,具体的なご事情を確認させていただきます。</li> </ul> </li> <li>○宿泊費         <ul> <li>・実費を基準といたしますが,原則として1泊あたり一人8,000円を上限とさせていただきます。ただし,ご負担された宿泊費が8,000円を超える場合には,具体的なご事情を確認させていただきます。</li> <li>○家財道具の移動費用</li> <li>・同一都道府県内の自家用車による移動:原則として片道1回あたり5,000円をお支払い。ただし,ご負担が5,000円を超える場合には,具体的なご事情を確認させていただきます。</li> <li>・都道府県を越える自家用車による移動:移動元と移動先ごとに策定した標準金額(自家用車)をお支払い。</li> <li>・その他手段での移動:実費をお支払い。</li> <li>○除染費用</li> <li>・原則として1回あたり5,000円をお支払い。ただし,ご負担された除染費用が5,000円を超える場合には,具体的なご事情を確認させていただきます。</li> </ul> </li> </ul>	(1)実費を証する資料 領収書 (2)除染を行ったことを証する資料 除染結果証明書	等			
生命・身体的損害	□避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方 □避難等を余儀なくされたために、健康状態の悪化等を防止するため、医療費等を支払った避難等対象者の方(高齢の方や既往症を抱えている方など)	<ul> <li>○医療費 ・原則として実費をお支払い。 ※1 既往症等の悪化防止費用のうち、一人当たり10万円を超える部分については、50%をお支払い。 ※2 1回・累計10万円以上の請求については、医師の診断書をご提出いただきます。 ※3 後遺障害、心的外傷後ストレス障害等及び死亡に関する逸失利益の補償につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、個別に対応させていただきます。</li> <li>○交通費 ・タクシーをご利用の場合:ご負担された交通費について、具体的なご事情を確認させていただきます。・その他交通機関をご利用の場合:原則として1回あたり一人5、000円をお支払い。ただし、ご負担された交通費が5、000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。</li> <li>○宿泊費 ・避難費用の基準に準じます。</li> </ul>	(1)実費を証する資料 領収書 (2)避難と因果関係のある障害,疾病等であること を確認する資料 診断書	等			
就労不能等に伴う損害	□避難等対象区域にお住まいの方又は勤務地等がある 方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を 生じた方、及び平成23年3月11日時点で就職・復職 を予定していた方で、避難等により就労が困難となり、 減収等を生じた方	<ul><li>○就労不能等による給与等の減収分+追加的費用</li><li>(従前の平均収入-現在の実収入)+転居費用等をお支払い。</li><li>※1 従前の収入に関する書類が提出いただけない方については、就労形態、就労時間等に基づき策定した基準賃金(月30,000~150,000円)に基づき、減収額を算定したうえでお支払い。</li></ul>	(1)就労の事実,就労形態を証する資料 就労状況証明書,保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 (3)転居費用等の実費を証する資料 領収書	等			
避難生活等による精神的損害	□避難等対象者の方	〇避難された方については、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの避難分として10万円/月あるいは12万円/月、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの避難分として5万円/月を、それぞれお支払い。  ※1 なお、その後については事故の収束状況を踏まえて検討させていただきます。 ※2 屋内退避を継続している方については、1人あたり10万円をお支払い。	(1)避難等対象区域から避難されていることを 証する資料 住民票 等	等			
検査費用(人)	口避難等対象者の方のうち、当社事故が生じたことにより 健康診断費用、放射線検査費用等を負担された方	○検査費用 ・健康診断:1回あたり8,000円をお支払い。 ただし、ご負担された健康診断費用が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・放射線検査:1回あたり15,000円をお支払い。 ただし、ご負担された検査費用が15,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○交通費、宿泊費 ・生命・身体的損害の基準に準じます。	(1)検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2)実費を証する資料 領収書	<del>等</del>			
検査費用(物)	口避難等対象区域内の財物の所有者で, 当該財物について放射線検査費用を負担された方	○放射線検査費用 ・1回あたり17,000円をお支払い。 ただし、ご負担された放射線検査費用が17,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・原則として1回分を対象といたします。	(1)検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2)実費を証する資料 領収書 等	<del>等</del>			
財物価値の喪失又は減少等	□避難等対象区域の財物の所有者で、当社事故に関 して当該財物の価値が喪失又は減少した方	→ 警戒区域の解除がされていないこと、被害を受けられた方々の財産状況の確認や想定が難しいことなどから、 継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。					

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例	
営業損害(法人・個人事業主(林業 者を含む))	□避難等対象区域内において, 平成23年3月11日時点 で事業を営んでおり, 避難等により損害を被った法人	〇避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票)	
	・個人事業主(林業者を含む)	(過去の資料に基づく粗利 — 支払いを免れた固定費,変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用	(2)事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書	
		※1 過年度における実績で算定します。	(3)従前の収入金額を証する資料	
		※2 避難指示等に伴う減収に限ります。	損益計算書 確定申告書	等
	□避難等対象区域内において, 平成23年3月11日時点	〇避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用	(1)農業所得を証する資料	
	で農業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・ 個人事業主	<u>耕作できなかった面積 × 面積当たりの期待所得 + 助成金相当額 + 追加的費用</u>	確定申告書 (2)農業者であることを証する資料	
営業損害(農業)		〇避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用(畜産の場合)	農地基本台帳 (3)家畜を飼育していることを証する資料	
		<u>飼育頭数 × 一頭あたりの期待所得 + 追加的費用</u>	個別識別番号 	等
営業損害(漁業)	で漁業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・	〇避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用	(1)漁業者であることを証する資料	
		過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 + 追加的費用	漁業従事者証明 (2)従前の収入金額を証する資料 納税証明書	
			確定申告書	等
r 存による航行危険区域等及び飛行禁止				
	□漁業, 内航海運業, 旅客船事業, 航空運送事業を営ん でおり, 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴	〇当該区域内での操業又は航行を断念したことによる減収分 + 追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票)	
営業損害	い損害を被った法人・個人事業主	(過去の資料に基づく粗利 — 支払いを免れた固定費,変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用	(2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書	
		<ul><li>※1 過年度における実績で算定します。</li><li>※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う減収に限ります。</li></ul>	確定申告書	等
	□航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収 等が生じた事業者の被用者で, 当該区域内での航行等	→ 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実,就労形態を証する資料 就労状況証明書,保険証	
就労不能等に伴う損害	が不能等となったことにより当該事業者の経営状態が	CV 12/2004 9 0	(2)従前の収入金額を証する資料	
祝力小能寺に仕り損告	悪化したため就労不能等となった方		源泉徴収票 給与明細	h-t-
│ 対府等による農林水産物等の出荷制限指	シニ笠になる場合について		預金通帳	<b>等</b>
KM 寺による展体小座物寺の山何制収指	小寺に床る頂音にプいて  □出荷制限指示等の対象地域において,対象品目の出	〇出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用	(1)農業者であることを証する資料	
	荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った 農業者・林業者である法人・個人事業主	実際に収穫した対象品目にかかる損害額(※1) + 圃場廃棄による損害額(※2) + 作付断念による損害額(※3) +	農地基本台帳	
		追加的費用	仕切伝票, 出荷伝票	
営業損害(農林業)		  ※1 実際に収穫した対象品目にかかる損害額 = 実取引価格 × 収穫数量	(3)所得額を確認する資料 確定申告書	
		※2 圃場廃棄による損害額 = 予定取引価格 × 廃棄数量 - 出荷費用 ※3 作付断念による損害額 = 予定取引価格 × 予定生産数量 ×期待所得率	(4)実費を証する資料 廃棄伝票	等
		※4 なお、牛肉からセシウムが検出されたことに起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを 検討しております。	<b>冼来</b> 仏宗	ਚ
	□操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより,	〇操業自粛要請等に伴う減収分 + 追加的費用	(1)漁業者であることを証する資料	
	損害を被った漁業者である法人・個人事業主	過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 + 追加的費用	漁業従事者証明 (2)従前の収入金額を証する資料	
営業損害(漁業)			納税証明書 確定申告書	
			(3)実費を証する資料 廃棄伝票	等
	□出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工し	〇出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用	(1)身分を証する資料	•
	たことにより、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされたことにより、損害を	  出荷制限指示等に伴い販売を断念した数量 × 予定取引価格 — 出荷費用 + 追加的費用	法人登記簿(あるいは住民票) (2)価格, 取引数量を証する資料	
営業損害(加工・流通業)	被った加工・流通業の法人・個人事業主		仕切伝票, 出荷伝票 (3)在庫量等を証する資料	
			帳簿 (4)従前の収入金額を証する資料	
			(4) 使前の収入並額を証する資料 損益計算書	等
就労不能等に伴う損害	□出荷制限指示等の対象となった事業者等の被用者で、 当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が	→ 出荷制限指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実,就労形態を証する資料 就労状況証明書,保険証	
	悪化したため、就労不能等となった方		(2)従前の収入金額を証する資料	
			源泉徴収票 給与明細	
			預金通帳	等
検査費用 (物)	□出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業 主	〇出荷制限指示等に基づく検査費用  実費を基準とし,併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1)検査実費を証する資料 領収書	等
4	1	I		

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
その他の政府指示等に係る損害について			
営業損害	□政府が当社事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等 に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被っ た法人・個人事業主	○当該指示等に伴う減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 − 支払いを免れた固定費,変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収に限ります。	<ul><li>(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票)</li><li>(2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等</li></ul>
就労不能等に伴う損害	□政府が当社事故に関し行う指示等の対象となった事業者の被用者で、当該指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった方	→ 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実,就労形態を証する資料 就労状況証明書,保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
検査費用(物)	口政府が当社事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	〇当該指示等に基づく検査費用 実費を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1)検査実費を証する資料 領収書 等
いわゆる風評被害について 農林漁業の風評被害	□中間指針記載の対象区域の対象品目に係る農林漁業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による 損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う減収分+追加的費用 過去の資料に基づく売上高 × 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率(※1) + 追加的費用 ※1 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率については、市場でのデータをもとに、「被害対象県の平均価格下落率 — 被害対象県を除く他の地域全体の平均価格下落率」にて算定しますが、具体的な値については、現在検討を行っております。 ※2 なお、牛肉からセシウムが検出されたことに起因し出荷制限指示が出されたことによる風評被害については、現在、取扱いを検討しております。	(1)農林漁業者であることを証する資料 各種事業者証明書 (2)過去の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害	□主たる事務所又は工場が福島県に所在する農林水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主 □主たる原料が中間指針記載の対象地域における対象品目となっている農林水産物等、及び摂取制限措置が現に講じられている水を原料として使用する食品を取扱う加工業又は食品製造業を営んでおり、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主 □中間指針記載の対象品目を継続的に取り扱っていた流通業者で、当社事故に伴い、既に仕入れた対象品目に関する買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う減収分+追加的費用 (過去の資料に基づく粗利 — 支払いを免れた固定費, 変動費(※1)) × (売上高の減少率 — 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用 ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3)買い控え等があったことを証する資料 帳簿 等
観光業の風評被害	□福島県、栃木県、茨城県、群馬県に営業の拠点があり、かつ主として観光客を対象として営業を行っており、当社事故に伴う解約・予約控え等による損害を被った法人・個人事業主 □外国人観光客の当社事故に伴う解約による損害を被った観光業を営む法人・個人事業主	<ul> <li>○当社事故による解約・予約控え等に伴う減収分 + 追加的費用</li> <li>(過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費,変動費(※1))×(売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用</li> <li>※1 過年度における実績で算定します。</li> <li>※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については、現在検討を行っております。</li> <li>○当社事故により、当社事故後、5月末までの外国人観光客の通常の解約率(※1)を上回る解約に伴い発生した減収分 + 追加的費用</li> <li>※1 解約率の具体的な算定方法については、解約の実態を踏まえ、現在検討を行っております。</li> </ul>	確定申告書 決算書 納税証明書 (3)解約率及び売上高の減少を証する資料 帳簿 等
製造業、サービス業等の風評被害	□福島県に所在する拠点で製造業, サービス業を行って おり, 当該拠点において当社事故に伴う買い控えや 取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う減収分+追加的費用 <u>(過去の資料に基づく粗利 − 支払いを免れた固定費,変動費(※1)) × (売上高の減少率 − 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用</u> ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3)買い控え等があったことを証する資料 帳簿

主な損害項目における補償基準の概要 【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
輸出に係る風評被害	□輸出先国の要求等により必要かつ合理的な範囲の検査費用等を負担した輸出業を営む法人・個人事業主□輸出先国の輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出先国向けに輸出され、又は生産・製造されたものに関して廃棄、転売もしくは生産・製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出業を営む法人・個人事業主	○製品等の廃棄, 転売又は製造の断念により生じた減収分+追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)実費を証する資料 領収書 (3)輸入拒否等があったことを証する資料 契約書 解約通知 (4)その他資料 廃棄証明書 確定申告書
いわゆる間接被害について			
営業損害	□第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主	<ul> <li>○間接被害に伴う減収分 + 追加的費用</li> <li>(過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費,変動費(※2)) × 売上高の減少率(※3) + 追加的費用</li> <li>※1 契約書等により,第一次被害者との取引に代替性がないこと,第一次被害者の避難や事業休止等により被った損害であることを確認させていただきます。</li> <li>※2 過年度における実績で算定します。</li> <li>※3 第一次被害者との代替性のない取引により生じた間接被害に限ります。</li> </ul>	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)一次被害者との関係を証する資料 契約書 会社案内(HP) (3)従前の収入金額等を証する資料 確定申告書 帳簿 等
就労不能等に伴う損害	□第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた上記法人・個人事業主に雇われていた従業員	→ 間接被害に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実,就労形態を証する資料 就労状況証明書,保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
放射線被曝による損害について			
放射線被曝による損害	□中間指針で示された対象者のうち, 当社事故にかかる 放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害によ り障害を負い, 治療を要する程度に健康状態が悪化し, 疾病にかかり, あるいは死亡した方	→ 放射線被曝による障害の状況を踏まえたうえで,改めてご案内させていただきます。	
その他	·		
地方公共団体等の財産的損害等		→ 避難等対象区域の解除日程が確定していないこと,除染方法が明らかになっていないこと等から,当社事故の 収束状況等を踏まえつつ,継続的に検討を行ったうえで,改めてご案内させていただきます。	

# <新組織体制>

社 長

-福島原子力被災者支援対策本部

———— 支援総括部 ———— 福島地域支援室

福島原子力補償相談室(本店)

-秘書部

–企画部

- 補償相談センター

(コールセンター)

-<u>補償運営センター</u>(新)

- 地域の補償相談センター

- ・福島補償相談センター (福島、いわき、郡山、会津若松)
- ・ 東北補償相談センター (新)
- ・ 柏崎補償相談センター
- ・ 栃木補償相談センター
- ・ 群馬補償相談センター
- ・ 茨城補償相談センター
- ・ 埼玉補償相談センター
- ・ 千葉補償相談センター
- ・東京補償相談センター
- 神奈川補償相談センター
- ・ 静岡補償相談センター

# 今後の体制(10月目途:約6,500人)

全体の支援・管理 60人

コールセンター 300人

補償運営センター 4,400人

補償相談センター(14カ所) 1,700人(うち福島には900人) 電話での受付・説明

請求書等の発送・受領確認・説明・協議・支払

説明会・請求書等の配布 現地での説明・協議